

平成30年4月10日

株主各位

埼玉県吉川市吉川一丁目24番地5  
キャラアート株式会社  
代表取締役 小松崎孝一

## 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成30年4月10日開催の取締役会において、平成30年4月25日付をもって当社普通株式1株を2株の割合に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成30年4月25日と定めましたので、公告いたします。

以上